

男女共参審第6号  
平成26年1月26日

四街道市長 佐 渡 斉 様

四街道市男女共同参画審議会  
会 長 内海崎 貴子



第3次四街道市男女共同参画推進計画について（答申）

平成26年1月13日付け政第192号で諮問のありましたこのことについては、別添のとおり答申します。

### 第3次四街道市男女共同参画推進計画について（答申）

男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）では、男女共同参画社会の実現を緊要な課題と捉え、その実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けています。この課題に対する取組は地方公共団体の責務でもあり、四街道市においても、これまで、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組を計画的に推進し、着実な進展を図ってまいりました。

しかしながら、近年、固定的性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの実現など主要な課題について、一層の推進が求められる一方、少子高齢化の進行や防災意識の高まり、配偶者等からの暴力の防止と被害者への的確な対応に対する社会的要請の増大など、社会情勢の変化に伴う新たな課題が生じています。また、国においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正などをはじめ、さまざまな法制度を整備しています。

このような中、市が平成25年度に計画期間が終了する「第2次四街道市男女共同参画推進計画」（以下「現行計画」という。）の施策を継承、発展させながら、さらなる男女共同参画の推進を図るため、「第3次四街道市男女共同参画推進計画」（以下「次期計画」という。）を策定することは、的確な対応と評価します。

さらに、市の男女共同参画社会の実現に向けた取組の重要な指針となる次期計画（案）について、本審議会が市長より諮問を受け、審議を託されたことは極めて大きな意義を有するものであるとともに、その責務を深く認識しています。

こうした認識の下、本審議会は諮問を受けた次期計画（案）について、男女共同参画社会の形成に向けた国内の動向や市の現状と課題、市民ニーズなどを考慮しながら慎重に審議を行いました。その結果、次期計画（案）の内容についてはおおむね適切であると考えます。

なお、下記の意見・要望を付しますので、案の修正に当たっては、当該意見等を十分に尊重し、その内容を検討・精査されるよう要望します。

今後、この答申の趣旨を適切に尊重した計画が策定され、四街道市における男女共同参画社会の形成が促進されることを大いに期待するものです。

## 記

### 1 計画策定の基本的な考え方について

- (1) 四街道市が実現すべき男女共同参画社会の将来像である「めざす社会のすがた」については、現行計画の「めざす社会のすがた」の趣旨を踏襲しながら、市民への浸透を図るため、より分かりやすく表記し、説明を加えたものであり、その姿勢は評価できる。

しかしながら、計画における表現や表記については、誰もが誤解することなくその意義を理解し、共有できることが最も重要な要素であること、また、次期計画が現行計画の未達成部分も含めて継承するものであることから、市が将来にわたって実現すべき理想像である現行計画の「めざす社会のすがた」は、いまだ変更する時期にはないと考える。

なお、このことは、次期計画（案）の「めざす社会のすがた」が現行計画のそれと趣旨としては同一であるという観点から、計画策定の趣旨及び内容に影響を及ぼすものではないことを付け加えるものとする。

今後も基本法の趣旨とこれまでの市の取組状況を踏まえ、現行計画を継承した「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」の実現に向け、積極的な取組を推進されたい。

### 2 計画の内容について

- (1) 男女共同参画社会の実現の前提である男女平等意識は、幼児期から漸次形成されていくものであり、この時期における教育等のあり方が人格形成に大きな影響を及ぼすものと考えられることから、子どもの発達段階に応じた男女平等の視点による保育や教育・学習のさらなる充実に努められたい。
- (2) 子育て世代が子育てをしながらでも市政等に参画しやすい環境を整えることは、男女共同参画社会の実現に向けた重要な視点であることから、その促進が図れるような取組の充実に努められたい。
- (3) 活力ある地域社会を形成するためには、ボランティアやNPO等の活動を含めた地域活動において、男女が共に参画する取組が重要であることから、活動が一層活性化し、発展するよう、市民一人ひとりの男女共同参画に対する理解を深め、定着させていくとともに、自治会等をはじめ、ボランティアやNPO等の団体に対する積極的な働きかけを推進されたい。
- (4) 配偶者等からの暴力については、被害者本人はもとより、その子どもに対しても身体的、精神的に重大な影響を及ぼすものであることから、被害者の子どもに対する支援についても計画に位置付けるとともに、適切な対応に努められたい。

- (5) 指標と目標値については、よりの確な数値の設定に努めるとともに、その達成に向けた取組を積極的に推進されたい。

### 3 その他

- (1) 四街道市が目指す男女共同参画社会を実現するためには、事業所や団体、市民一人ひとりが次期計画の趣旨を理解し、相互に連携・協働しながら積極的な取組を進めていく必要があることから、その内容が事業所や団体、市民にとって分かりやすく、誤解を招くことのないように、適切な表現や表記の採用、説明等に配慮されたい。